

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 子ども・子育て会議
開催日時	令和7年5月23日（金） 14時00分 開会 ・ 16時00分 閉会
開催場所	川越市北公民館 会議室1号・2号
議長（委員 長・会長） 氏名	平野方紹会長
委員出欠 状況	出席：15名 今野委員、松本委員、梅田委員、影山委員、井守委員、山本委員、須澤委員、鈴木友子委員、田村委員、長峰委員、田代委員、近藤委員、福木委員、浦松委員 欠席：4名 鈴木副会長、中田委員、有光委員、長谷部委員
傍聴人	1人
事務局職員 職 名	こども未来部長、こども未来部副部長（こども政策課長）、こども育成課長、こども育成課副課長、こども家庭課長、保育課副主幹、保育課主査、母子保健課長、療育支援課副課長、児童発達支援センター所長、教育財務課副参事、教育センター所長、こども政策課副課長、こども政策課副主幹、こども政策課主任
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議題 (1) 会長・副会長の選出について (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について 4 報告 (1) こども計画の策定について (2) 意見聴取に係るフィードバックについて 5 その他 6 閉会

配 布 資 料	・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 児童福祉専門分科会及び子ども・子育て会議について ・・・(資料 1) ・ 【利用者向け】 令和 7 年度川越市乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）の手引き ・・・(資料 2) ・ 令和 7 年度乳児等通園支援事業認可予定園について ・・・(資料 3-1) ・ R07 乳児等通園支援事業実施園配置図 ・・・(資料 3-2) ・ 意見聴取のフィードバック ・・・(資料 4)
会議要旨	3 議題 (1) 会長・副会長の選出について ・ 会長・副会長の選出方法について委員より指名推薦が提案され、推薦された委員について、全員異議なしとして会長に平野委員、副会長に鈴木昌夫委員が選出された。 (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、川越市では令和 8 年度からの本格実施に向け、令和 7 年 6 月 1 日より試行的に実施する旨の説明があり、種々意見交換を行った。 ・ 令和 7 年度に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する民間 6 園について、令和 7 年 6 月 1 日付で認可することが承認された。 4 報告 (1) こども計画の策定について ・ 事務局から「川越市こども計画」が令和 7 年 3 月に策定された旨の報告があった。 (2) 意見聴取に係るフィードバックについて ・ 事務局から、令和 6 年度、計画策定のために行った、こども・若者への意見聴取について、市の回答をフィードバックした旨の報告があった。 5 その他 ・ 事務局より、第 2 回分科会は 8 月 6 日（水）10 時から川越市役所第 1・第 5 委員会室での開催を予定しており、改めて正式な開催通知を発出する旨の説明があった。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
	※本資料では以下のように表記する。 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (川越市子ども・子育て会議) → 分科会 1 開会 2 挨拶 3 議題 (1) 会長・副会長の選出について 会長・副会長が選出されるまでの議事については、前会長の平野委員が仮議長として進行を行った。
仮議長	会長、副会長の選出方法について、意見はあるか。
委員	指名推薦の方法がよいと思う。
仮議長	意見のとおり指名推薦でよいか。
全委員	異議なし。
仮議長	それでは、会長・副会長の選出については、指名推薦の方法をもって行うこととする。どなたか、ご推薦をお願いしたい。
委員	会長に平野委員、副会長に鈴木昌夫委員を推薦する。理由として、平野委員は教育・福祉分野の研究に長年携わり高い見識を持っており、鈴木昌夫委員は、川越市私立保育園協会から選出されており、保育所の現場や経営に精通されていることが挙げられる。
仮議長	それでは、平野委員を会長、鈴木昌夫委員を副会長として選出することで異議はないか。
全委員	異議なし。
	議題2に入る前に、事務局より資料1に基づき、児童福祉専門分科会と子ども・子育て会議の概要について説明を行った。

	(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について事務局より資料2、資料3-1、資料3-2に基づき、説明を行った。説明内容の概要は以下のとおり。 (資料2) ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するために、こども一人当たり月10時間を上限として保育を提供する制度である。 ・対象は、0歳6か月から満3歳未満で令和7年度に本市に住民登録があるこどもである。 ・類似した事業で一時預かり事業があるが、一時預かり事業は、保護者の就労等の事情により、一時的な利用が前提の保護者目線の制度であることに對し、こども誰でも通園制度についてはこどもの育ちのための制度である。 ・事業の実施期間は令和7年6月1日から令和8年1月31日までである。令和8年度からは全国実施が義務となる事業となる。2月、3月については、令和7年度の実施を振り返り、事業の見直しをする期間とする予定である。 (資料3-1、資料3-2) ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、児童福祉法第34条の15第2項において市町村以外の者は、市町村長の認可を得て、乳児等通園支援事業を行うことができるとされており、児童福祉法第34条の15第4項において、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならないという規定により議題としている。 ・実施予定施設としては、公立2施設と民間9施設の予定であったが、そのうち民間3施設については、現在定員が埋まっている等の理由から、令和7年6月1日付の認可は行わないこととなった。 ・事業の認可については、令和7年4月1日施行の川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、認可を行うものである。 ・令和7年6月1日認可予定の民間6施設については、既に保育所、認定こども園として認可を受け、保育事業を実施している施設のため、誰でも通園制度に係る部分である、場所や定員その他の部分を確認し、認可を行う。現在、認可予定の6施設から認可申請が提出されており、一部修正等が必要であるが、認可に支障のない見込みである。 ・補足事項として、誰でも通園制度に関わらず、保育所等へは年1回の時期指導に加えて、別途必要が生じた場合には臨時指導等を行っており、指摘事項については改善状況の確認を行っている。今回の
--	---

	認可を行う 6 施設については、支障がない状況である。その他、国から保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針が出されており、保育士特定登録取消者管理システムが始まっている。保育士の適正な任命等についてはこれらのシステムを活用し対応するよう周知がされているが、誰でも通園制度の認可にあたって、改めて趣旨を理解した上で対応いただくよう、お知らせしていく。
会長	事務局からの説明について、意見や質問等あるか。
会長	【各委員からの意見等】 まず、専門的立場から山本委員と近藤委員から御意見を頂きたい。
委員	・ こどもにとって馴染みのある場所は安心して来られるところはある。ただ、保護者によっては精神的に負担となっているときに、自分自身のリフレッシュのためにも意味がある、必要な制度であると思う。 ・ 実施したときに、あまり預ける必要がないとなるのか、結構需要があるとなるのか分からないが、今回は既存の施設を利用するという事で、やってみる意味があると思う。
委員	・ 初めての場所に行くというのは、こどもも不安な部分があると思うが、保護者の負担を減らす場も必要である。親子で集うつどいの広場等も以前に比べて増えてきていると思う。こども誰でも通園制度は、保護者もこどもを預けてリフレッシュし、こどももこどもだけで過ごす場で、これから始まるので予想がつかない部分もあるかと思うが、まずはスタートして、常に事業の見直し等をしていく必要があるかと思う。 ・ 現場の保育士の負担も考える必要がある。保育士はこどもが良い時間を過ごせるように全力を尽くすと思うので、行政と園が繋がりあいながら、この事業を支えていく必要がある。
会長	・ おさらいすると、こども 1 人 1 0 時間、こどもが 2 人いればそれぞれ 1 0 時間ずつ利用することができる。 ・ 4 施設の余裕活用型は定員に余裕がある人数を預かることができる。仮に 5 0 人定員の施設で 4 8 人を預かっていたら、2 人を誰でも通園制度で受け入れることができる。2 施設の一般型は、通常に預かっているこども達と一緒に過ごしてもらうこととなる。公立の 2 施設は、専門の部屋で受け入れることになっていて、認可は不要。

委員	・改めて、委員の皆さんの御意見や疑問点等があれば伺いたい。 小さいこどもが親から離れるというのは、なかなか難しいことだと思う。しかし、親に余裕がないと、お母さんやお父さんに何かあつては困るので、一つの居場所としてとてもいいと思う。専門の先生に、300円で預かってもらえるのは、安心して預けられると思う。
委員	・いくつか疑問点があったので、教えていただきたい。まず1点目が、この制度の周知の仕方をどのようにしているのか。 ・もう1点が、利用者がシステムで予約をするとき、人数がいっぱいになってしまったときは、どのように表示がされるのか、お知らせが表示されるのか。
事務局	・周知の方法については、市のホームページや市内循環バス、川越シャトルの広告付きデジタルサイネージ、施設への掲示等で周知を行っている。また、今後については広報川越6月号、7月号への掲載、SNSの活用、またつどいの広場等で事業の周知を行っていく予定である。 ・予約については、システムにログインすると、どこの施設で何歳児が何月何日、何人入れると分かるように表示され、予約できるシステムとなっている。そのため、直前になって利用できないということはない。利用できない施設は始めから予約が入れられないようになっている。
委員	私のこどもが小さかった頃を思い出すと、ショッピングモールや託児所、ファミリーサポートを利用していたこともあった。現在、認可を受けている施設へ預けることができるのは、親としても心強いと思う。こういったことが、公的な支援として始まることはいいことであると思う。
委員	こども誰でも通園制度は、保護者と一緒でないと利用できないのか。
事務局	基本的には、こどもだけの利用です。
委員	一時預かり事業とは特色として何が違うのか。
事務局	川越市の一時預かり事業は、一般型になり、就労要件が基本的に必要なとなる。要件を問わないリフレッシュ利用枠もあるが、月に1回までという利用回数制限がある。こども誰でも通園制度は、そういった要

委員	件がないところが一番の違いである。 川越市保育ステーションの一時預かり事業をよく利用しているお母さんが、産後ケアの利用で助産院を利用していたりする。誰でも利用できる制度ができて、こどもとお母さん、お父さんが守られていくことはいいことだと思う。ただ、自分自身2人のこどもを育てているが、10時間の上限は短いと感じる。
委員	・制度としては、私も子育てをしている身としては、非常にいい制度だと思う。 ・要望としては、保育士の労働環境等である。柔軟な制度ができることは親やこどもとしてはいいことである。一方で、保育士にとっては負荷が高まるのかなというところがある。余裕を活用してということで、実施方法等については柔軟な形で対応してもらっていると思うが、行政からもフォローをしていただきたい。そういったフォローがないとなかなか長続きしないと思うので、働いている保育士も含め、持続できるような形で今後事業を進めていただきたい。
委員	私自身は子育ての経験もなく、また現在は学習支援、居場所支援をしていて、こうしたニーズの支援というのに今まで触れていなかったため、新鮮に話を聞いていた。月10時間、保護者の方のリフレッシュの時間ができてとてもいいなと思った。月10時間となると、半日預けることが2回できるということで、改めて、小さなお子さんをもつ保護者の方は大変だなと感じた。
委員	私自身は子育ても終え、現在孫もいる。孫も幼稚園に通い、延長保育というのを利用したり、私が預かったりしている。保育所で預かってもらえるというのは、いい制度だと思う。私も、冠婚葬祭で子どもを夫の親に預けたこともあったが、慣れない環境はこどもにとっても苦痛だったようで、まわりにこどもがいる環境へ預けられるというのは、いい制度であると思う。今後色々な問題が発生するかもしれないが、改善し、こどもにとっても親にとってもいい事業になっていくと良いと思う。
委員	皆さんと同じ意見でいい制度だと思う。こどもも知っている先生がいると安心するし、先生も知っているお子さんだと安心して受け入れられると思うので、今後、希望する施設も増えていって欲しい。今年度は試行期間ということで、今年度の課題を本格実施の来年度に生かして欲しい。

委員	・一つは、予約のタイミングが1か月から5日前ということだが、5日前というのは随分前だなという印象を受けた。5日前としている理由はあるのか。あるいは緊急時に、当日対応してもらえるような、柔軟性があるのか。 ・二つ目は、事前面接等があるとはいえ、色々想定されていないお子さんが来られたとき、専門的な対応や手立てを考えているのか。研修等、フォローできるような仕組みになっているのか伺いたい。 ・三つ目は、二つ目ともつながるが、各施設でそういった気になるお子さんを預かったところで、市とつなぐような、そういった仕組みというのは想定しているのか。事業を行う上で、市として何か狙い等があれば併せて伺いたい。
事務局	・一つ目について、予約の期間が5日前までになっている理由については、受け入れ側がシフトを組むため、ある程度期間が必要ということで設定している。今年度運用していく中で、変更等必要であれば、御意見をもとに見直しをしていく予定である。 ・二つ目について、保育を提供する上で、安全がきちんと確保されることが最も大切である。面接や人員の確保等を通し、安全対策がとれたタイミングで、受け入れを決定していくということを考えている。 ・三つ目について、こども誰でも通園制度の主な利用者として、育児休業中で保育所に通えていない方、いわゆる専業主婦である方を想定している。育児に時間を追われている方に、リフレッシュできる機会を提供することが、本事業での市の狙いである。連携については、関係機関との連携を図っていく予定である。
委員	例えば、こども食堂に様々なお子さんが来るなかで、気になるケースについて、自分たちで抱え込んでしまい、適切な連携ができず、早く行政機関等に繋ぐことができれば、対応できたという話を聞く機会があった。こども誰でも通園制度でも、様々な方が利用される中で、各施設と相談機関なのか、行政か、保健関係か、医療ケア関係等に繋ぐことを想定されているのか。事業の運用と並行して検討していくのか、今のお考えを伺いたい。また、現場に専門の職員を配置することは難しいと思うが、研修や勉強する機会というのはあるのかどうか、伺いたい。
事務局	・こども誰でも通園制度ということで、基本的には家庭以外に通える場所がある、そういう場所を確保することを第一目標として行っていく事業である。

委員	・また、生活に悩んでいる方を見つける新たなチャンネルができたという視点も当然ある。その点については、運用しながら色々な関係機関とのネットワークの中に、本制度の仕組みが組み込まれるような形を研究していきたいと考えている。現在、就学前については、母子保健課が健診等を通して、そういった方をとりこぼさないという取り組みをしている。関係機関と協力していく中で、情報共有できるよう検討し、制度を充実させていきたい。 ・例えば、こどもの発達や親の関わりに対しての気づきという点で、確かに情報収集できることはいいが、一方でこども誰でも通園制度で瞬間的な関わりになってしまうと、軽はずみなアドバイスで親が悩んでしまうケースがある。点で関わるのか、線で関わるのかによって、偏見や先入観を与えてしまうこともある。 ・ただ、Tシャツを脱いでみたら痣があったとか、そういうケースに関しては早急にこども家庭課や児童相談所等への連携は必要なので、しっかりとした情報の差別化は必要かと思う。
委員	利用者が申込み、事業者と面談をし、事業者が受け入れの可否を決定する際、平等性の確保はどのようにされているのか。事業者側には、保育士の人数や受け入れられない基準があるかと思うが、市としては他の受け皿等の支援をしていくのか伺いたい。
事務局	事業者が受け入れできないと決定した場合、必ず市にフィードバックをしてもらう。フィードバックがあった場合、市として今後どのようなサービスが提供できるかを含め、対応を検討していく。
委員	利用の申し込みは、事業者の判断か、先着順なのか。
事務局	システム上で予約が解放された日から、先着順となる。
委員	市として事業者側に対して、先ほど研修という話もあったが、その他にも金銭的なものも含めて支援策というのはあるのか伺いたい。
事務局	・現状、こども誰でも通園制度のためだけを目的とした研修等については予定していない。こども誰でも通園制度以外の全般的な各種研修等の実施の案内を分け隔てなく行っているので、そちらを活用していただくというところになる。 ・直接的な支援については、こども誰でも通園制度で受け入れを行った事業者に対し、特定加算が一部ある。

委員	今回、6施設が認可予定ということだが、今の計画段階で各施設においてどれくらい受け入れができる予定なのか伺いたい。
事務局	・余裕活用型は、定員の埋まり具合によって、こども誰でも通園制度で預かることができる人数が変わるため、現段階で何人と申し上げることは難しい。目標としては、年間30人程度の利用ができるよう、体制を整えるよう計画を立てている。 ・公立の2園は1歳児、2歳児それぞれ6名ずつ定員を確保している。
委員	こどもの安全性の確保と、保育士の負担が大きくなるのではないかと懸念している。その点で、市として何か対策はあるのか伺いたい。
事務局	令和6年度に実施意向調査をする形で協力を依頼している。その調査で希望した施設であるので、人員の確保という点では問題はないものと考えている。今年度実施していく中で、申し込みを受けた現場の負担が大きいということがあれば、追加で対応を検討していく。
委員	今年度、試行的に行い、終わる頃に取りまとめて報告していただき、来年度に向けて議論をしていければと思う。
委員	親子通園について、つどいの広場を実施しているところもあるかと思うが、こども誰でも通園制度との違いを伺いたい。
事務局	・つどいの広場については、実施園、曜日が固定されている。いつでも行って、誰でも利用できるというものではない。 ・こども誰でも通園制度は、親子通園を必須にしていけないという条件がある。お母さんが、保育士に普段の悩みを相談できる機会を一時的でも提供できるよう、親子通園もできるという条件になっている。
委員	利用者へのアンケートやヒアリング、フィードバックというのは、その都度行うのか。
事務局	その予定である。
委員	保育所だと、連絡帳に細かいことを記入してやり取りをして預けるが、こども誰でも通園制度では事前の面談のみで、受け入れをするということになるのか。

事務局	特段、当日に提出しなければいけないという項目は設けていない。当日の事情等を連絡帳のようなもので求めるか、各園の判断もあるが、提出しなければいけないということは提示していない。
委員	災害が起きた際、引き渡し等の想定は各園に任せているのか、市で何か考えているのか。
事務局	認可基準の中で安全計画を作成していただいている。今回申請している施設は全て、保育所等で既に認可を受けている施設であるので、基本的には施設の安全計画と同じ形で対応することになっている。
委員	こども誰でも通園制度は気軽に預けられる制度かもしれないが、預かる側としては大切な命を預かるので、保育士の質や研修をこれからの課題としていただきたい。保育士や現場の声を聞きながら、事業が始まったら是非見に行っていていただいて、この分科会でも生かしてもらいたい。
会長	先日の国会で、タッチパネルやQRコードを使えない人がいることも検討してもらいたいという議論があった。例えば、視覚障害でタッチパネルやQRコードが使えない方や、脳性麻痺で手を固定できない方もいる。是非、配慮をお願いしたい。
事務局	市で、その方から情報を聞き取り、代理申請をすることができるので、そのように対応していきたい。
会長	皆さんからの意見も含め、試行期間で検討していく必要があるが、逐次報告を頂きながら、始めていくものになる。今回6施設について認可予定であるが、本分科会として承認するという事でよろしいか。
全委員	異議なし 4 報告 (1) こども計画の策定について 事務局より「川越市こども計画」の策定について報告を行った。 (2) 意見聴取に係るフィードバックについて 事務局より資料4に基づき、報告を行った。 内容の概要は以下のとおり。

会長 全委員	・令和6年度に実施したこども・若者への意向聴取に対し、市の回答を取りまとめ、フィードバックを行った。 ・フィードバックの内容については、実施した各校へ送付した他、市ホームページに掲載し公開しているものである。 事務局からの報告について質問等はあるか。 (特になし) 5 その他 事務局より事務連絡を行った。 ・本分科会の議題への意見や質問等がある場合、会議シートにて、6月6日(金)までにメール、郵送、FAXにて提出をお願いしたい。 ・第2回分科会の開催は、8月6日(水)10時からであり、会場は第1・第5委員会室を予定している。 6 閉会
----------------------	---